

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 14 日

幌加内町長 細川 雅



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
幌加内地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 12 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
98 経営体

法人	12 経営体
個人	84 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方法
有
6. 地域農業の将来のあり方
そば作付けによる土地利用型農業が大半を占める中、減少を続ける水稲作付面積及び畜産飼養頭数の維持・拡大に向けた取組みが必要。